

**平成30年度  
第1回インターネット都政モニター**

**「自転車の安全で適正な利用」**

**調査結果**



## 調査実施の概要

- 1 アンケートテーマ**  
「自転車の安全で適正な利用」
- 2 アンケート目的**  
「自転車安全利用条例」の普及・定着状況を把握し、今後の自転車安全利用施策の参考とするため、都民の意見を聞く。
- 3 アンケート期間**  
平成30年6月13日（水曜日）から平成30年6月19日（火曜日）まで
- 4 アンケート方法**  
インターネットを通じて、モニターがアンケート専用ホームページから回答を入力する。
- 5 インターネット都政モニター数**  
500人
- 6 回答者数**  
481人
- 7 回答率**  
96.2%

※ 本報告書では、一部、「自転車安全利用条例」（平成25年7月）施行前に実施した前回調査（平成18年7月実施「自転車の安全対策」）との比較を行っています。

# 自転車の安全で適正な利用

## 1 調査項目

- Q 1 自転車保有台数
- Q 2 自転車利用頻度
- Q 3 自転車利用の目的
- Q 4 ヘルメットの着用状況
- Q 5 自転車の点検整備
- Q 6 賠償責任保険の加入状況
- Q 7 自転車で走行するのは車道か歩道か
- Q 8 自転車ナビマーク・ライン
- Q 9 自転車走行中、歩行者に接触・衝突したあるいは接触・衝突しそうになった経験
- Q 10 歩行中、自転車に接触・衝突されたあるいは接触衝突されそうになった経験
- Q 11 子供のヘルメット着用状況
- Q 12 ヘルメットの着用率向上
- Q 13 子供に対する安全利用対策
- Q 14 高齢者に対する安全利用対策
- Q 15 自転車運転中の危険行為
- Q 16 賠償責任保険の義務付け
- Q 17 放置自転車対策
- Q 18 自転車の安全で適正な利用について（自由意見）

## 2 アンケート回答者属性

		モニター 人数	回 答		
			人数	構成比	率
全 体		500	481	-	96.2
性 別	男 性	250	240	49.9	96.0
	女 性	250	241	50.1	96.4
年 代 別	18・19歳	8	8	1.7	100.0
	20 代	62	56	11.6	90.3
	30 代	84	76	15.8	90.5
	40 代	107	106	22.0	99.1
	50 代	76	73	15.2	96.1
	60 代	84	84	17.5	100.0
	70歳以上	79	78	16.2	98.7
職 業 別	自営業	48	47	9.8	97.9
	常 勤	184	172	35.8	93.5
	パート・アルバイト	52	51	10.6	98.1
	主 婦	110	107	22.2	97.3
	学 生	26	25	5.2	96.2
	無 職	80	79	16.4	98.8
居住地域別	東京都区部	344	330	68.6	95.9
	東京都市町村部	156	151	31.4	96.8

※ 集計結果は百分率（%）で示し、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。

そのため、合計が100.0%にならないものがある。

※ n (number of cases) は、比率算出の基数であり、100%が何人の回答者に相当するかを示す。

※ 複数回答方法・・・(MA) =いくつでも選択、(3MA) =3つまで選択、(2MA) =2つまで選択

自転車は、年齢を問わず利用できる手軽な乗り物ですが、一方で、歩行者や車との衝突事故の発生やながら運転、違法駐輪などルール・マナーを守らない利用が問題となっています。

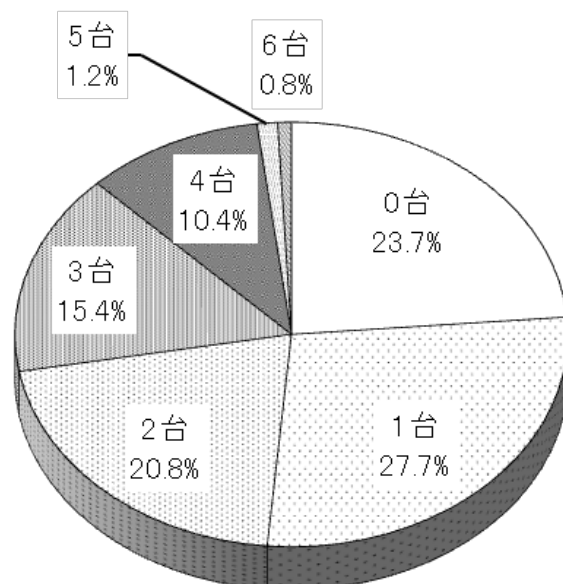
平成 29 年中の都内における自転車に関与した事故の件数は 10,949 件に及び、前年に比べ 532 件増と 13 年ぶりに増加しました。また、自転車乗用中の死者数は前年から 8 人減少したものの、依然として 28 人もの方が亡くなられています。

少しでも自転車に関する事故を減らし、安全安心な生活を守り、今後の自転車対策の参考とするため、モニターの皆さまのご意見を伺います。

## 自転車保有台数

Q1 あなたのご家庭では、何台自転車をお持ちですか。

(n=481)



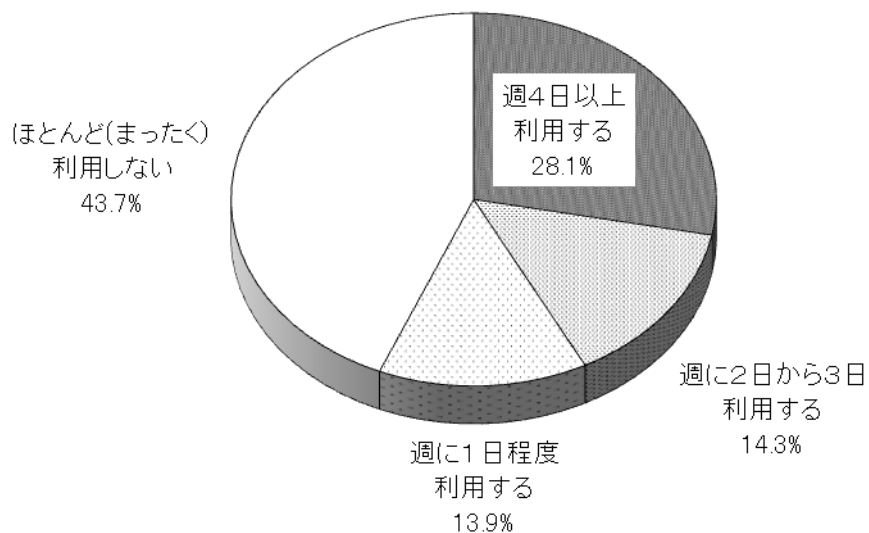
### 【調査結果の概要】

家庭での自転車の保有台数を聞いたところ、『保有している』(76.3%) (「1台」(27.7%)、  
「2台」(20.8%)、「3台」(15.4%)、「4台」(10.4%)、「5台」(1.2%)、「6台」(0.8%))  
は8割近くであり、『保有していない』(「0台」(23.7%))は約2割であった。

## 自転車の利用頻度

Q2 あなたは、どのくらいの頻度で自転車を利用しますか。

(n=481)

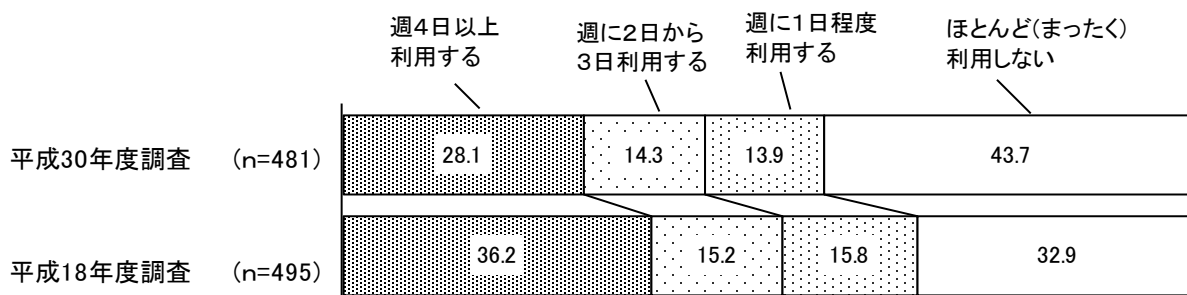


### 【調査結果の概要】

自転車の利用頻度を聞いたところ、『利用する』(56.3%) (「週4日以上利用する」(28.1%)、「週に2日から3日利用する」(14.3%)、「週に1日程度利用する」(13.9%))は6割近くであり、『利用しない』(「ほとんど(まったく)利用しない」(43.7%))は約4割であった。

前回調査と比較すると、自転車を『利用する』割合は、約1割減少している。

### ◎参考「前回調査との比較」



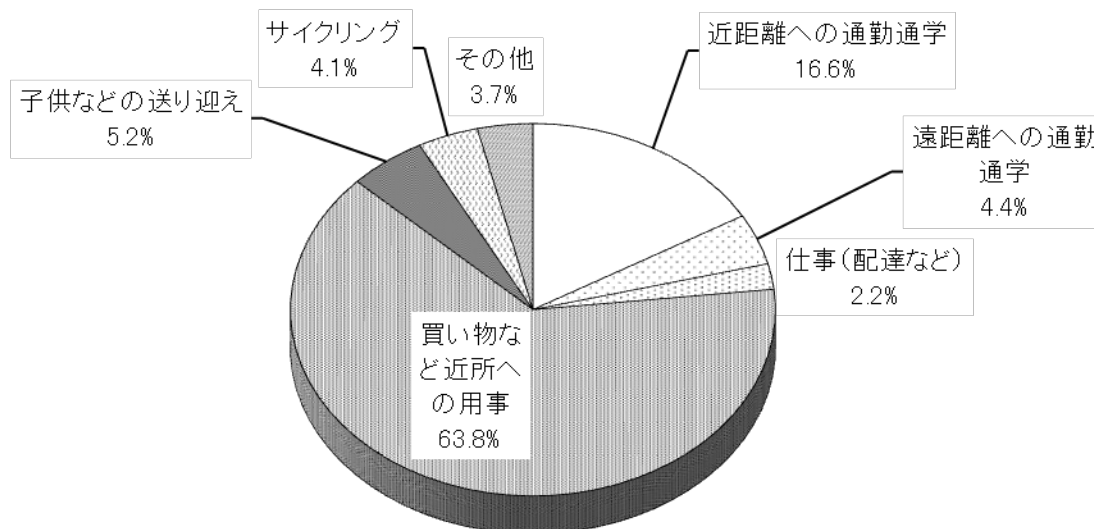
※前回調査 平成18年7月実施 「自転車の安全対策」

## 自転車利用の目的

Q3 Q2で「週に4日以上」「週に2日から3日」「週に1日程度」のいずれかに回答した方（以下「自転車利用者」と呼びます。）にお聞きします。あなたが日常の生活で、自転車を利用する主な目的は何ですか。

※ 「近距離」とは、概ね10分～15分以内（2～3キロメートル程度）で、最寄駅や職場・学校に到達できる場合とします。それを超える場合は遠距離とします。

(n=271)



### 【調査結果の概要】

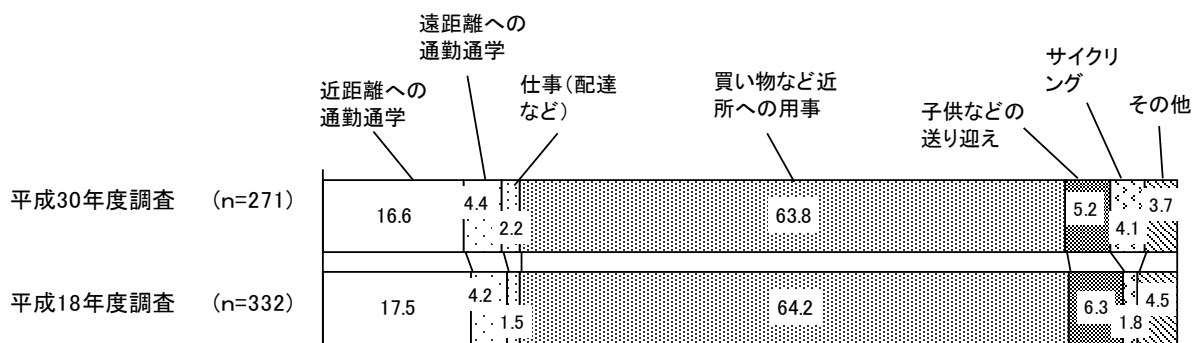
自転車利用者271人に、自転車を利用する主な目的を聞いたところ、「買い物など近所への用事」（63.8%）が約6割で最も高く、以下、「近距離への通勤通学」（16.6%）、「子供などの送り迎え」（5.2%）、「遠距離への通勤通学」（4.4%）などと続いている。

なお、自転車を利用する目的について、前回調査との特段の差異は見受けられない。

#### ◎ その他の主な意見

- ・ 遠距離への用事

#### ◎ 参考「前回調査との比較」



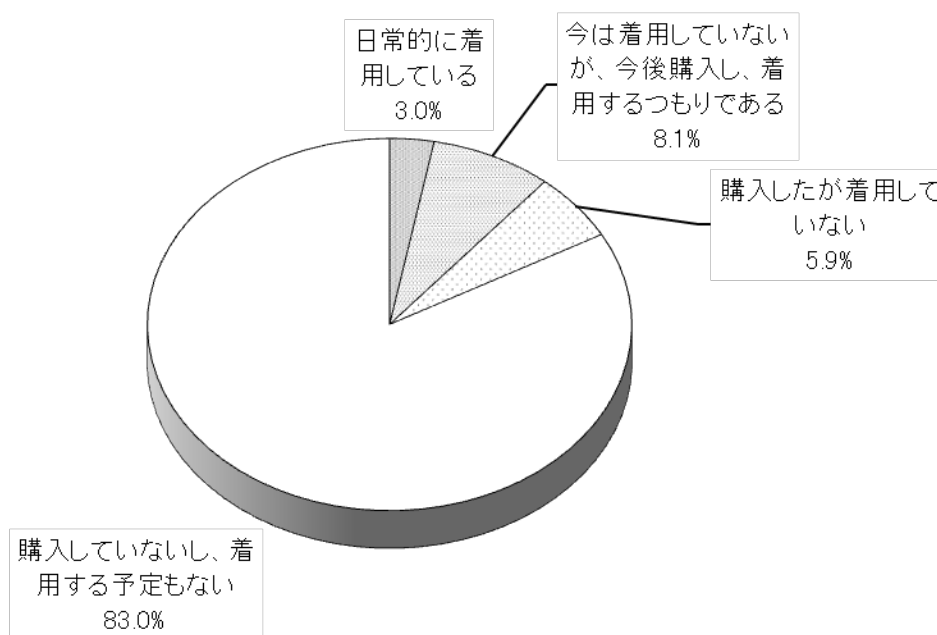
※前回調査 平成18年7月実施 「自転車の安全対策」

## ヘルメットの着用状況

Q 4 自転車利用者の方にお聞きします。昨年、自転車事故による死亡者の約 8 割が頭部損傷を主因として亡くられました。東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（以下、「自転車条例」という。）では、自転車利用者にヘルメットの着用の努力規定を設けています。

あなたは自転車乗用中にヘルメットを着用していますか。

(n=271)



### 【調査結果の概要】

自転車利用者 271 人に、自転車乗用中のヘルメット着用について聞いたところ、『着用していない』(97.0%)（「購入していないし、着用する予定もない」(83.0%)、「今は着用していないが、今後購入し、着用するつもりである」(8.1%)、「購入したが着用していない」(5.9%)）が、『着用している』（「日常的に着用している」）(3.0%) を大きく上回った。

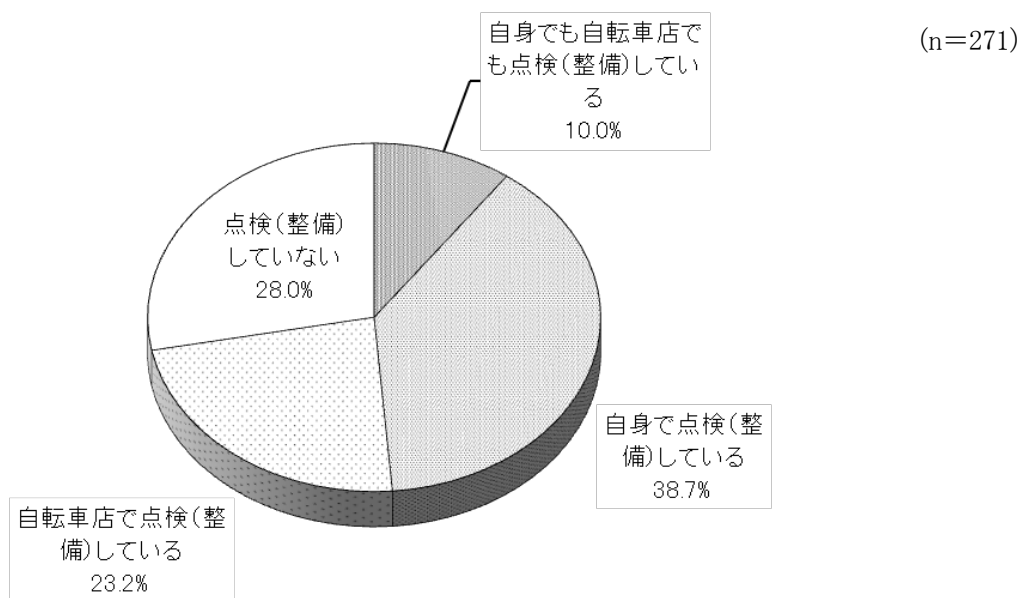


## 自転車の点検整備

Q 5 自転車利用者の方にお聞きします。自転車条例では、自転車利用者は、利用する自転車を日常的に点検し、また年に1回程度は、自転車店を活用するなどして点検整備することを努力義務としています。あなたは自転車の点検整備をしていますか。

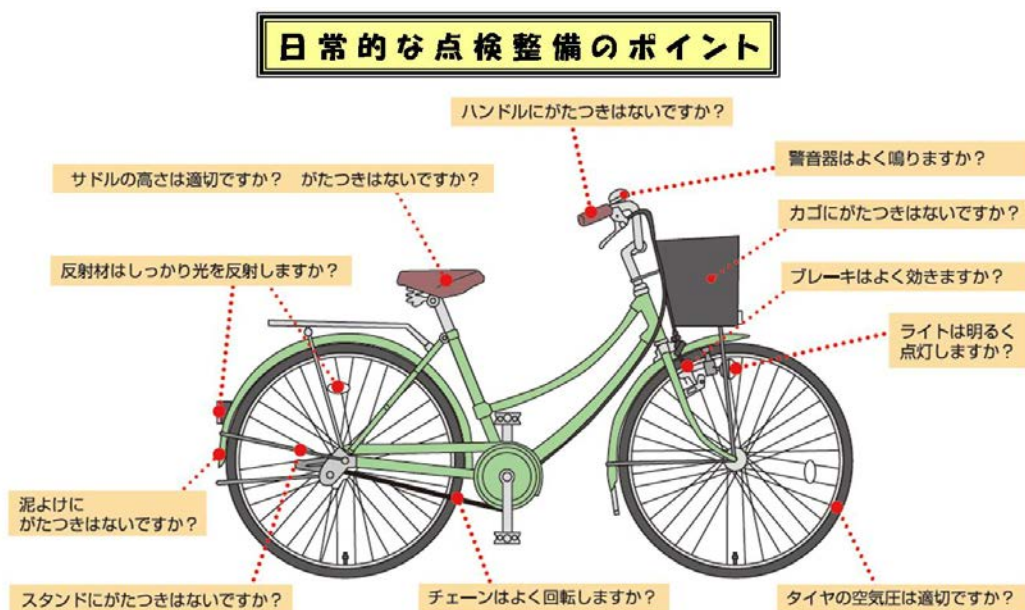
(参考) 点検対象

ブレーキ、タイヤ、ハンドル、前照灯、後部反射器材、側面反射器材、ペダル反射器材、サドル、チェーン、スタンド、泥よけ、積載装置、警音器 等



### 【調査結果の概要】

自転車利用者 271 人に、自転車の点検整備について聞いたところ、『点検（整備）している』（71.9%）（「自身でも自転車店でも点検（整備）している」（10.0%）、「自身で点検（整備）している」（38.7%）、「自転車店で点検（整備）している」（23.2%））は約7割で、「点検（整備）していない」（28.0%）は3割近くとなっている。



## 賠償責任保険の加入状況

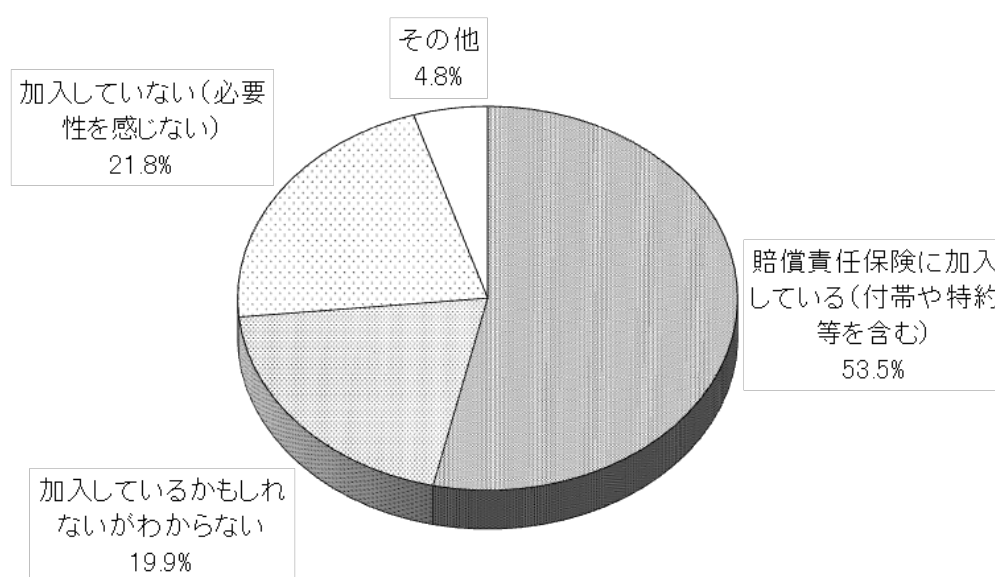
Q 6 自転車利用者の方にお聞きします。自転車条例では、自転車利用者に対して、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産に生じた損害を賠償することができるよう保険又は共済に加入することが努力義務として定められています。

あなたの、自転車に関する賠償責任保険の加入状況は、次のどれにあたりますか。

### ※ 自転車に関する損害賠償保険

自転車事故による損害賠償責任を補償する保険は、自転車利用者向けの賠償責任保険のほか、自動車の任意保険、火災保険、傷害保険の特約や付帯保険、共済、会社等の団体保険、クレジットカードやTSマーク（点検整備済証）に付帯する保険など様々な種類があります。

(n=271)



### 【調査結果の概要】

自転車利用者 271 人に、自転車に関する賠償責任保険の加入状況を聞いたところ、「賠償責任保険に加入している(付帯や特約等を含む)」(53.5%) が約 5 割で最も高く、以下、「加入していない(必要性を感じない)」(21.8%)、「加入しているかもしれないがわからない」(19.9%)、などと続いている。

### ◎ その他の主な意見

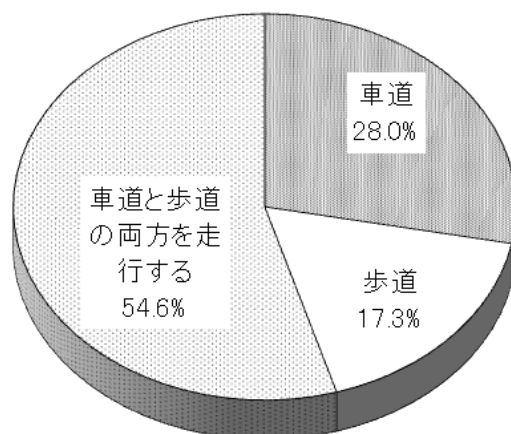
- ・ 現在は加入していないが、加入を検討している。

## 自転車で走行するのは車道か歩道か

Q 7 自転車利用者の方にお聞きします。道路交通法上、①道路標識・標示で指定されているとき、②13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき又は③自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるときを除いて、自転車は歩道でなく、車道の左端を走行することとされています。

あなたは、Q 3で選択した目的のために、車道と歩道の区別のある道路で自転車を運転する場合、どの部分を主に走行しますか。

(n=271)

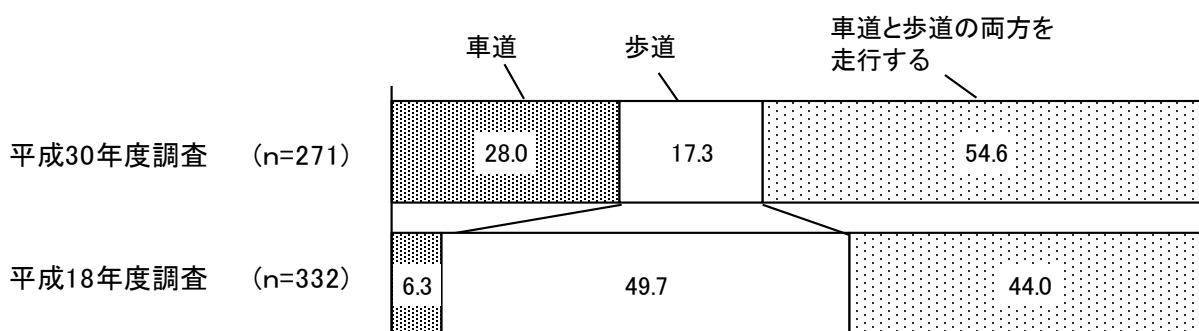


### 【調査結果の概要】

自転車利用者 271 人に、車道と歩道の区別のある道路で自転車を運転する場合、どの部分を主に走行するか聞いたところ、「車道と歩道の両方を走行する」(54.6%) が約 5 割で最も多く、以下、「車道」(28.0%)、「歩道」(17.3%) の順となっている。

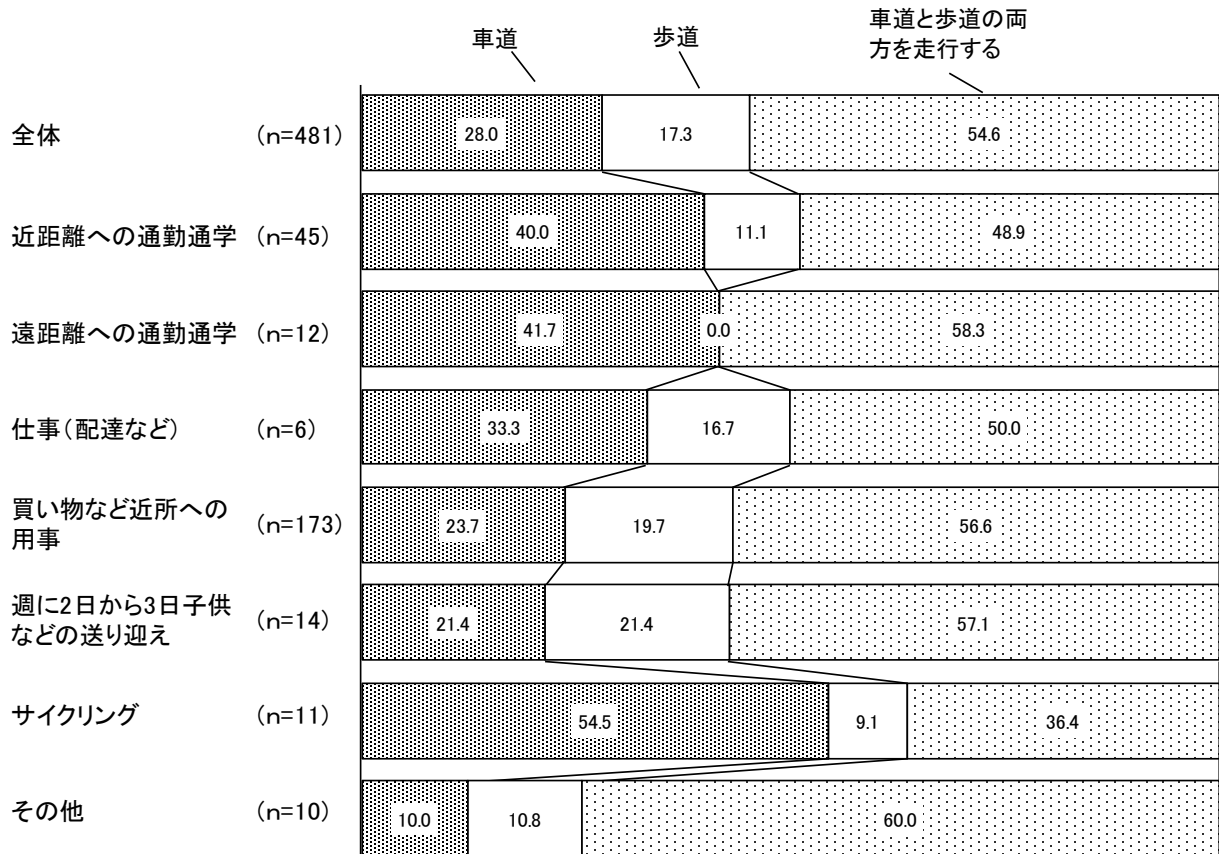
なお、前回調査と比較すると、「車道」を走行すると回答した割合は 4 倍以上に増加し、「歩道」を走行すると回答した割合は 3 分の 1 近くに減少している。

### ◎参考「前回調査との比較」



※前回調査 平成 18 年 7 月実施 「自転車の安全対策」

< 自転車で走行するのは車道か歩道か・・・自転車の利用目的別 >

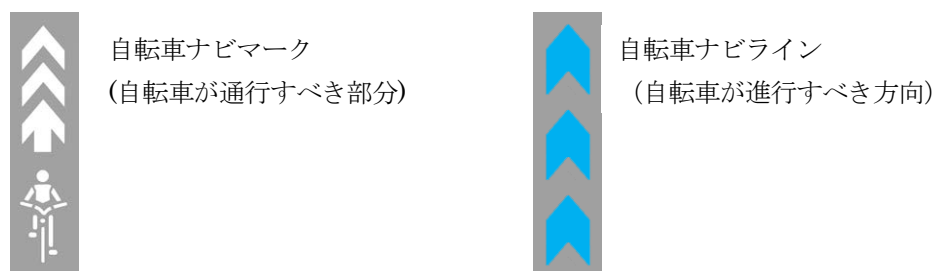


歩道と車道の区別があるところは原則車道を走行

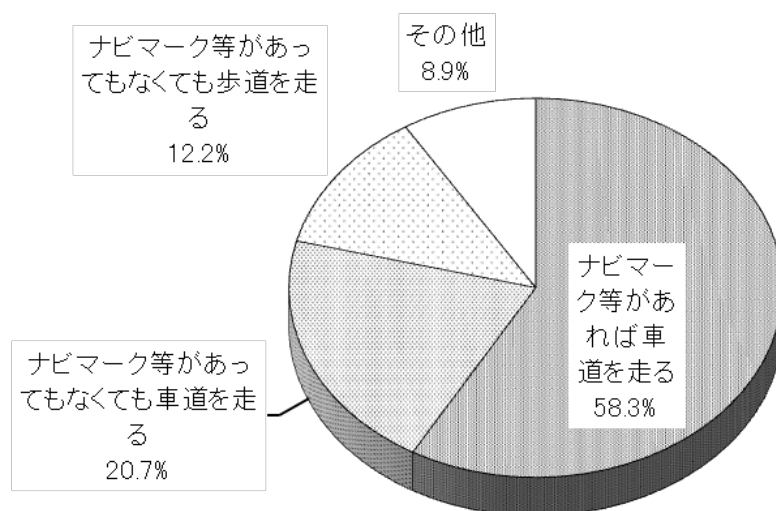
## 自転車ナビマーク・ライン

Q 8 自転車利用者の方にお聞きします。近年、自転車の安全な通行を促すため、主に車道の左側端に「自転車ナビマーク」が、交差点に「自転車ナビライン」の設置が増えています。「自転車ナビマーク」「自転車ナビライン」に対するあなたの考えに近いものを選んでください。

(n=271)



※ この表示は左側通行を案内するための、法令に定めがない法定外表示で、「自転車優先」を意味したものではない。通行方法は法定の道路標識に従う必要がある。



### 【調査結果の概要】

自転車利用者 271 人に、「自転車ナビマーク」「自転車ナビライン」に対する考えを聞いたところ、「ナビマーク等があれば車道を走る」(58.3%)が6割近くで最も高く、以下、「ナビマーク等があってもなくても車道を走る」(20.7%)、「ナビマーク等があってもなくても歩道を走る」(12.2%)と続いている。

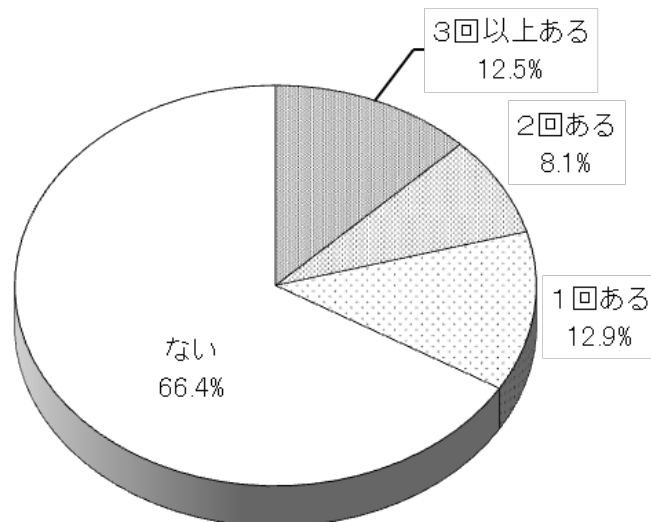
### ◎ その他の主な意見

- ・その場所の交通状況（歩道の混雑・車道の安全確認など）によって使い分ける。
- ・ナビマーク等によらず、状況に応じて車道も歩道も走る

## 自転車走行中、歩行者に接触・衝突したあるいは接触・衝突しそうになった経験

Q 9 自転車利用者の方にお聞きします。最近3年間で、あなたが自転車に乗っている時、歩行者に接触や衝突した、あるいは接触や衝突しそうになった経験がありますか。

(n=271)

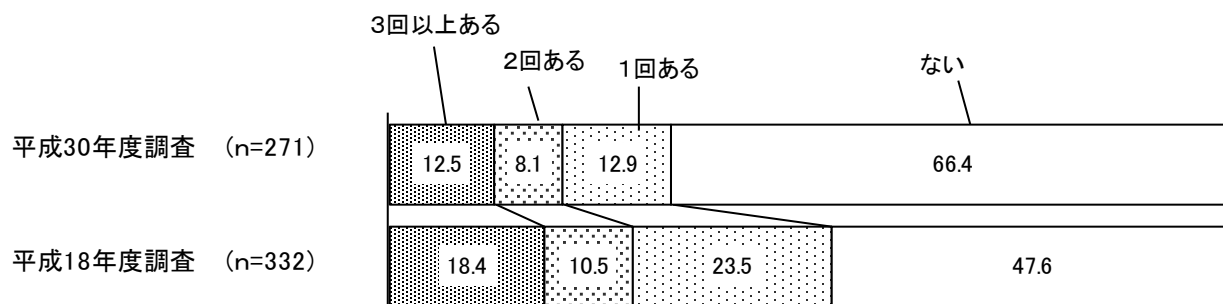


### 【調査結果の概要】

自転車利用者 271 人に、最近3年間で、あなたが自転車に乗っている時、歩行者に接触や衝突した、あるいは接触や衝突しそうになった経験があるか聞いたところ、『ある』(33.5%) (「3回以上ある」(12.5%)、「2回ある」(8.1%)、「1回ある」(12.9%)) は約3割で、「ない」(66.4%) は7割近くとなっている。

なお、前回調査と比較すると、経験が『ある』と回答した割合は、3割以上減少している。

### ◎参考「前回調査との比較」

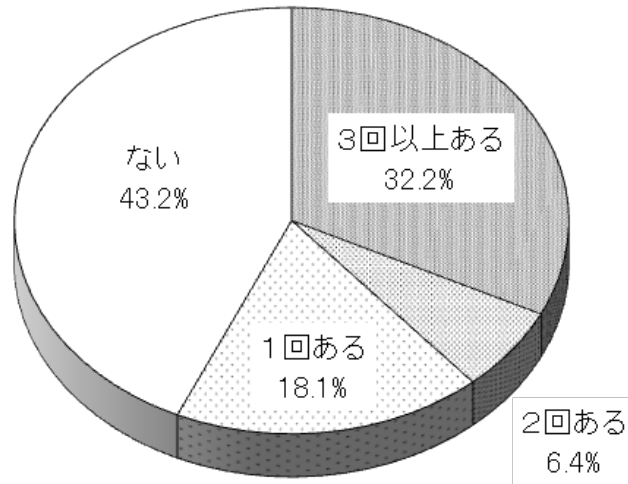


※前回調査 平成18年7月実施 「自転車の安全対策」

## 歩行中、自転車に接触・衝突されたあるいは接触・衝突されそうになった経験

Q10 最近3年間で、あなたが歩道を歩いている時、自転車に接触や衝突された、あるいは接触や衝突されそうになった経験がありますか。

(n=481)

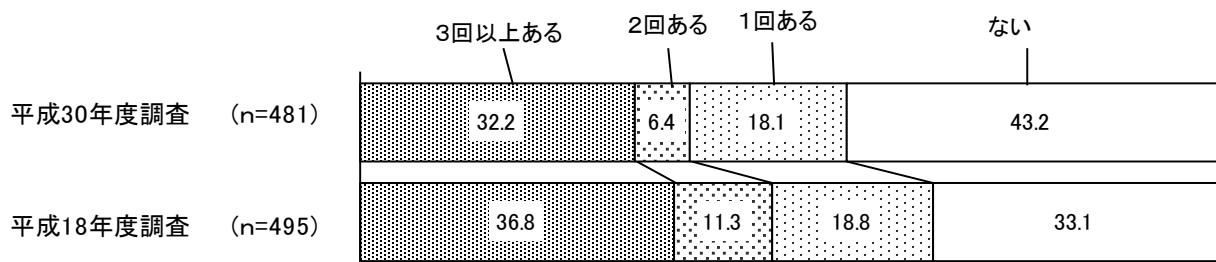


### 【調査結果の概要】

歩道を歩いている時、自転車に接触や衝突された、あるいは接触や衝突されそうになった経験について聞いたところ、『ある』(56.7%) (「3回以上ある」(32.2%)、「2回ある」(6.4%)、「1回ある」(18.1%)) は6割近く、「ない」(43.2%) は約4割となっている。

なお、前回調査と比較すると、経験が『ある』と回答した割合は、1割以上減少している。

### ◎参考「前回調査との比較」



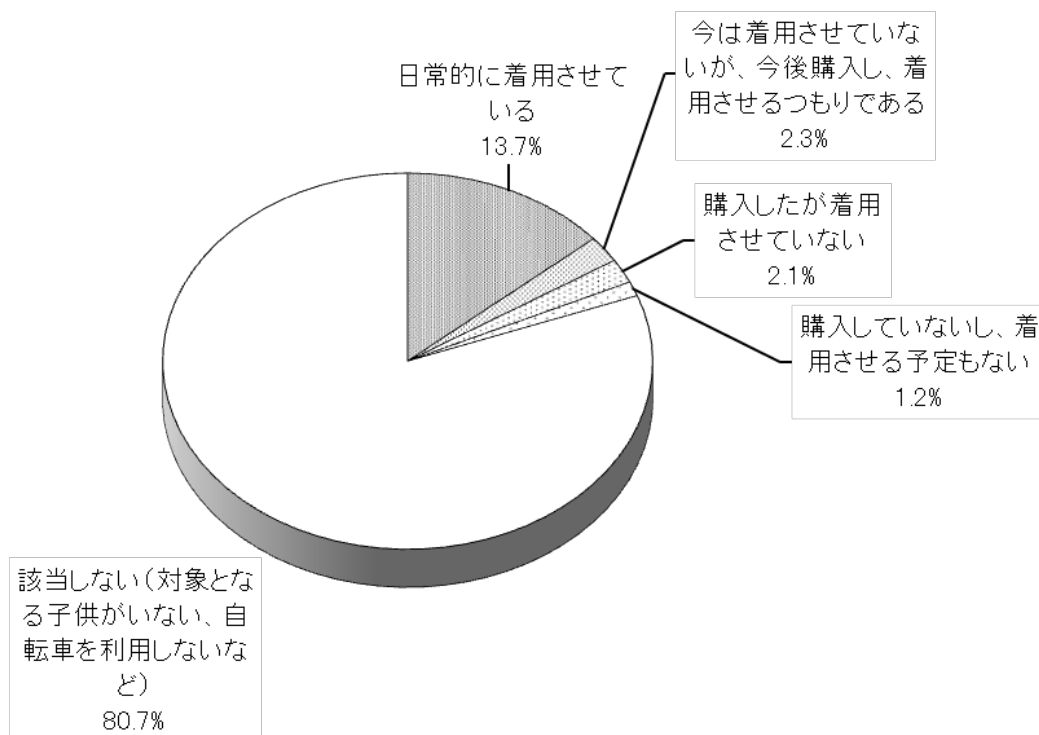
※前回調査 平成18年7月実施 「自転車の安全対策」

## 子供のヘルメット着用状況

Q11 道路交通法では、保護者の方は、13歳未満の子供にヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないとされています。

あなたは、お子様の自転車乗用中にヘルメットを着用させていますか。

(n=481)



### 【調査結果の概要】

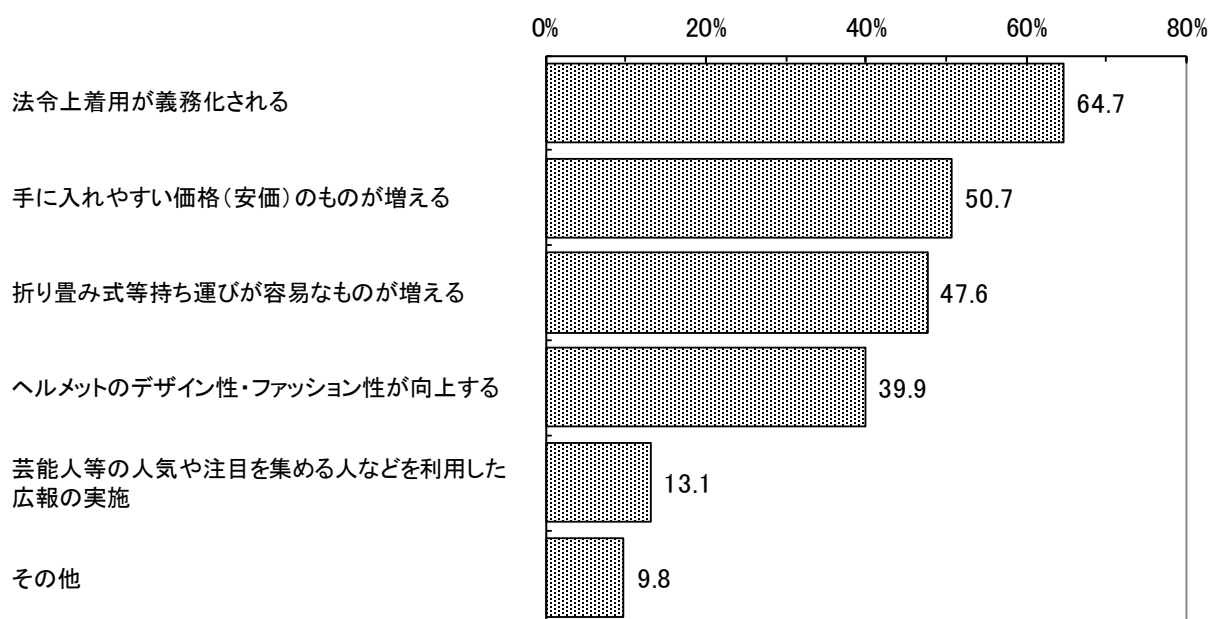
13歳未満の子供の自転車乗用中にヘルメットを着用させているか聞いたところ、対象となる93人(19.3%)のうち、「日常的に着用させている」が66人(13.7%)と最も高く、以下離れて、「今は着用させていないが、今後購入し、着用させるつもりである」が11人(2.3%)、「購入したが着用させていない」が10人(2.1%)などと続いている。



## ヘルメットの着用率向上

Q12 ヘルメットは、事故や転倒の際、頭部の保護に大変有効ですが、自転車利用者のヘルメット着用は普及しているとはいえない状況にあります。あなたはヘルメット着用率向上に必要なものは何だと思いますか。次の中からいくつでも選んでください。

(MA) (n=481)



### 【調査結果の概要】

ヘルメット着用率向上に必要なものについて聞いたところ、「法令上着用が義務化される」(64.7%)が約6割で最も高く、以下、「手に入れやすい価格(安価)のものが増える」(50.7%)、「折り畳み式等持ち運びが容易なものが増える」(47.6%)などと続いている。

### ◎ その他の主な意見

- ・ 地域での交通安全のイベントや学校での啓蒙活動

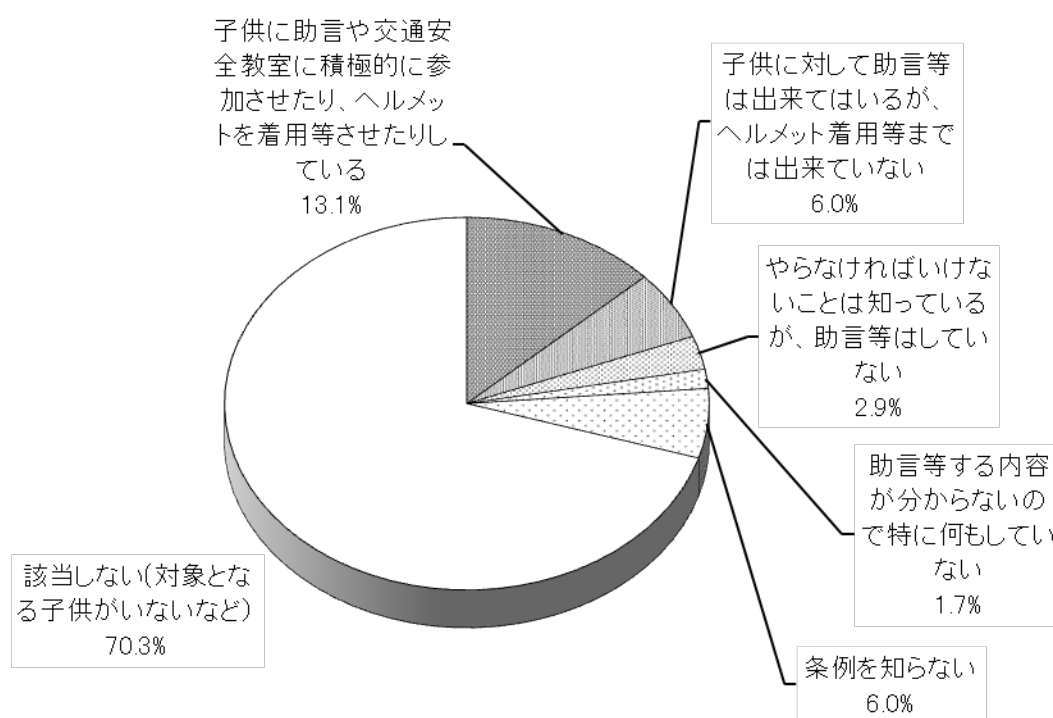
## 子供に対する安全利用対策

Q13 自転車条例では、保護者が、子供（18歳未満）に対して、自転車を安全で適正に利用できるように助言・指導等を行い、反射材の利用やヘルメット着用等の安全利用対策に努めなければならないとされています。あなたは、どの程度、自転車の安全利用に関する助言等や対策を行っていますか。

(n=481)

※ 第15条 父母その他の保護者は、その保護する児童(18歳未満の者をいう。次条において同じ。)が、自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言等を行うことにより、必要な技能及び知識を習得させるとともに、当該児童に反射材を利用させ、乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。

2 (省略)



### 【調査結果の概要】

保護者が、子供（18歳未満）に対して、自転車の安全利用に関する助言等や対策を行っているかを聞いたところ、『助言等や対策を行っている』（19.1%）（「子供に助言や交通安全教室に積極的に参加させたり、ヘルメットを着用等させたりしている」（13.1%）、「子供に対して助言等は出来てはいるが、ヘルメット着用等までは出来ていない」（6.0%））は2割近くとなっている。

『助言等や対策を行っていない』（10.6%）（「条例を知らない」（6.0%）、「やらなければいけないことは知っているが、助言等はしていない」（2.9%）、「助言等する内容が分からないので特に何もしていない」（1.7%））は約1割となっている。

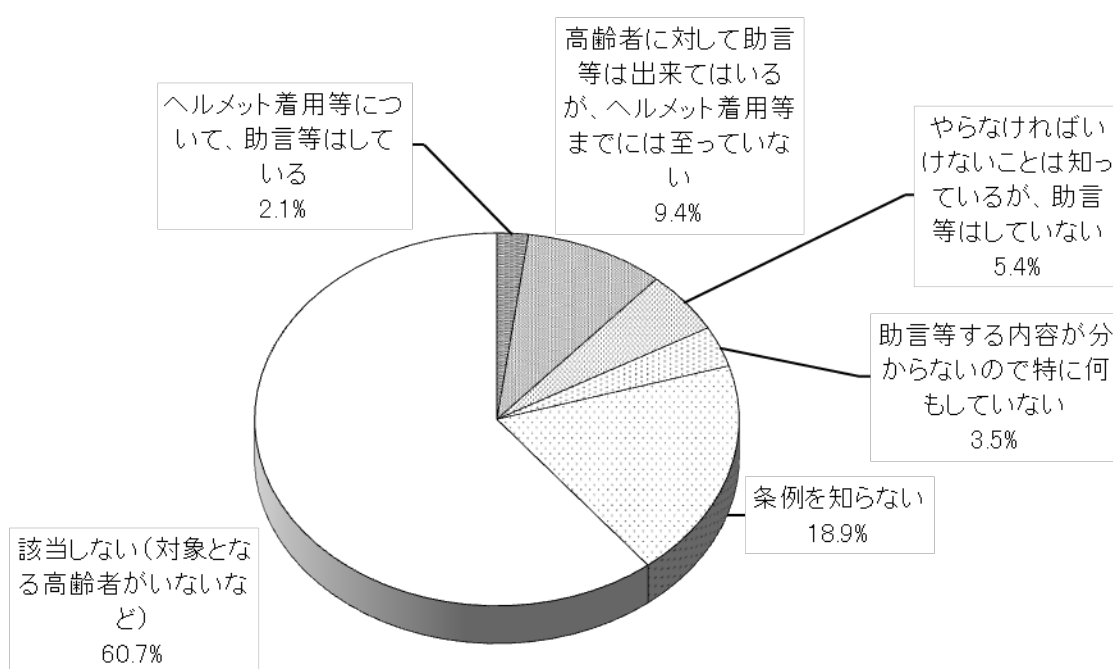
## 高齢者に対する安全利用対策

Q14 自転車条例では、高齢者（65歳以上）と同居している方や親族に対して、自転車を安全で適正に利用できるよう、反射材の利用やヘルメット着用等の助言に努めなければならないとされています。あなたは、どの程度、自転車の安全利用に関する助言を行っていますか。

※ 第15条（省略）

2 高齢者（六十五歳以上の者をいう。以下この項において同じ。）の親族又は高齢者と同居している者は、当該高齢者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、反射材の利用、乗車用ヘルメットの着用その他の必要な事項について助言するよう努めなければならない。

(n=481)



### 【調査結果の概要】

高齢者（65歳以上）と同居している方や親族が、高齢者に対して、自転車の安全利用に関する助言を行っているか聞いたところ、『助言等を行っている』（11.5%）（「ヘルメット着用等について、助言等はしている」（2.1%）、「高齢者に対して助言等は出来てはいるが、ヘルメット着用等までには至っていない」（9.4%））は約1割となっている。

『助言等を行っていない』（37.8%）（「やらなければいけないことは知っているが、助言等はしていない」（5.4%）、「助言等する内容が分からないので特に何もしていない」（3.5%）、「条例を知らない」（18.9%））は4割近くとなっている。

## 自転車運転中の危険行為

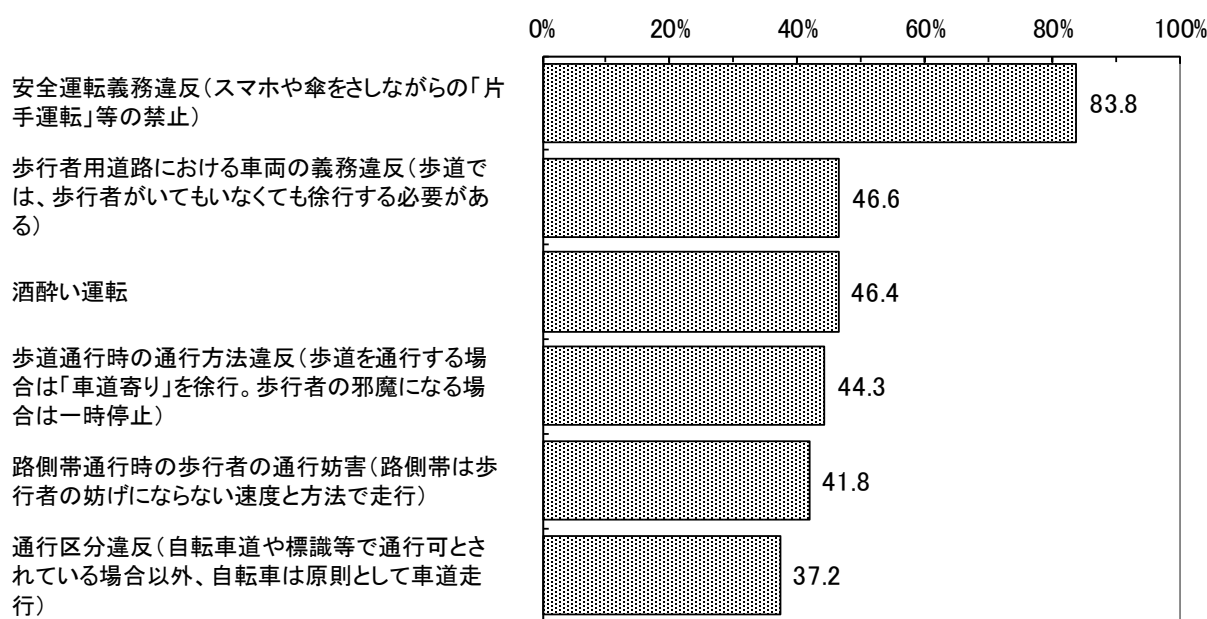
Q15 自転車も一般の自動車と同様、道路交通法が適用され、信号無視等の危険な行為に対する取締りや悪質・危険な自転車運転者に対する講習制度※があります。

あなたが、次の自転車運転中の危険行為のうち、その危険性の一層の周知や取締りなどを強化すべきだと思うものを3つ選んでください。

(3MA) (n=481)

### ※ 自転車運転者に対する講習制度

自転車乗用中に信号無視等の危険な行為(14類型)で3年以内に違反切符による取締り又は交通事故を2回以上繰返して行った場合に講習会への受講命令が出されます。



### 【調査結果の概要】

自転車運転中の危険行為のうち、その危険性の一層の周知や取締りなどを強化すべきだと思うものについて聞いたところ、「安全運転義務違反(スマホや傘をさしながらの「片手運転」等の禁止)」(83.8%)が約8割で一番高く、以下離れて、「歩行者用道路における車両の義務違反(歩道では、歩行者がいてもいなくても徐行する必要がある)」(46.6%)、「酒酔い運転」(46.4%)などと続いている。

## 賠償責任保険の義務付け

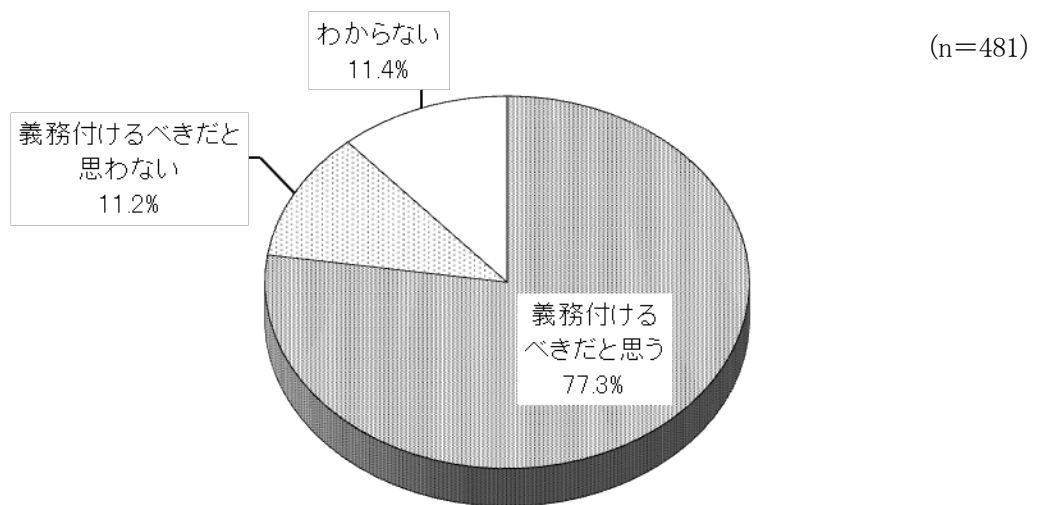
Q16 平成29年中の都内での自転車対自転車の交通人身事故は952件、自転車側に主な原因がある自転車対歩行者の交通人身事故は798件に上っています。また、自転車事故により1億円近い賠償金の支払いを命じられた裁判例もあります。

しかし、道路交通法では自転車には自動車のような賠償責任保険の加入は義務付けられておらず、自転車条例では加入が努力義務となっています。

あなたは、自転車にも賠償責任保険への加入を義務付けるべきだと思いますか。

### ※ 自転車に関する損害賠償保険

自転車事故による損害賠償責任を補償する保険は、自転車利用者向けの賠償責任保険のほか、自動車の任意保険、火災保険、傷害保険の特約や付帯保険、共済、会社等の団体保険、クレジットカードやTSマーク（点検整備済証）に付帯する保険など様々な種類があります。

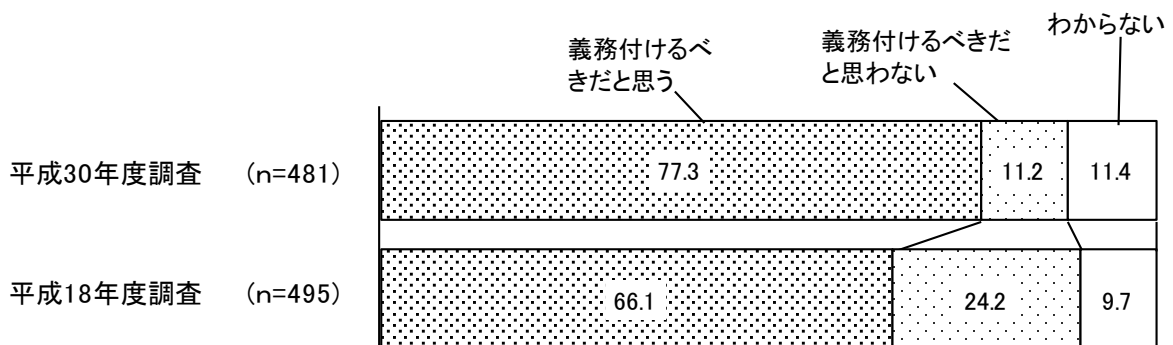


### 【調査結果の概要】

自転車にも賠償責任保険への加入を義務付けるべきかを聞いたところ、「義務付けるべきだと思う」(77.3%)が8割近く、「義務付けるべきだと思わない」(11.2%)が約1割となっている。

なお、前回調査との比較では、「義務付けるべきだと思う」が1割以上増加し、「義務付けるべきだと思わない」は半減している。

### ◎参考「前回調査との比較」

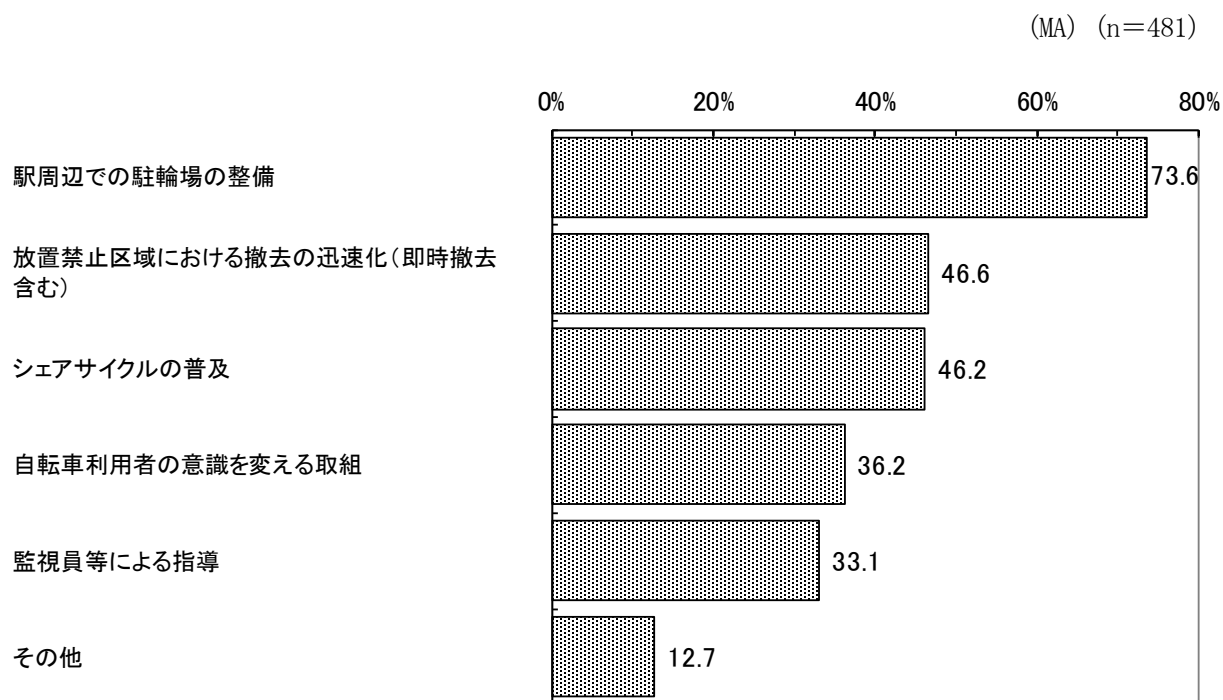


※前回調査 平成18年7月実施 「自転車の安全対策」

## 放置自転車対策

Q17 都内における駅前の放置自転車台数は、自転車等駐車場の新設や地域における取組等により、5年前に比べて1万台以上減少し28,956台（平成29年度調査）でした。しかし、減少したとはいえ放置自転車は存在し、歩行者等の通行の妨げとなるとともに、その撤去・保管等に多大なコストが生じています。

あなたは放置自転車を減少させるためにどのような取組が有効だと思いますか。次の中からいくつでも選んでください。



※ シェアサイクル

複数のサイクルポートを設置し、どこでも自転車が借りられ、返却できるシステム

### 【調査結果の概要】

放置自転車を減少させるためにどのような取組が有効かを聞いたところ、「駅周辺での駐輪場の整備」(73.6%)が約7割で最も高く、以下離れて、「放置禁止区域における撤去の迅速化(即時撤去含む)」(46.6%)、「シェアサイクルの普及」(46.2%)などと続いている。

#### ◎ その他の主な意見

- ・ 無料駐輪場の整備
- ・ 自動車と同様に、購入時に車体番号の登録を義務化し、所有者を特定する。
- ・ 罰金制度の導入

## 自転車の安全で適正な利用について(自由意見)

Q18 都内の自転車の安全で適正な利用について、あなたの意見を自由にお書きください。

(n=460)

(1) 規制・指導・啓発に関すること	311 件
(2) 走行環境の整備に関すること	84 件
(3) 駐輪場など施設の整備に関すること	20 件
(4) 自転車対策全般に関すること	28 件
(5) その他	17 件

(主なご意見)

### (1) 規制・指導・啓発に関すること 311 件

○ 普段から自動車を運転するが、無理な横断や信号無視など、車よりも自転車のマナーの悪さが目立つ。自動車と同じように厳格に違反を取り締まり、即座に切符を切ることができるになればマナーの向上が見られるのではないかと。(男性 10代 葛飾区)

○ 歩道を歩行中、電動自転車が真正面から猛スピードで来て大変怖い思いをしたことが何度かあります。ぶつかりそうになったときは歩いている私が避けることが多いです。その際電動自転車に乗っている方から「すみません」などと謝られたことが殆どないので、電動自転車を漕いでいる当人は自身の自転車のスピードに気がついていないのではないかと思います。「子供や買い物の荷物を乗せていて大変である」、「子供を乗せているので車道を走るのには抵抗がある」ということは理解できますが、歩行者はとても怖い思いをしています。対策をお願いします。(女性 10代 足立区)

○ 自転車利用者の安全については、スポーツタイプの自転車を含め、ヘルメットを被っている自転車の利用者が驚くほど少ないのが気になる。もっとヘルメットの着用を進めた方が良い。また、歩行者の安全については、自転車利用者のルール厳守を徹底し(罰則を含む)、損害賠償保険の加入を義務化するべきだと思う。自転車が車両であるにも関わらず、自動車と比べて規則がゆるいのが悪い。(男性 20代 北区)

○ 歩道は歩行者優先だということを知らない人が多過ぎる。車道を走っていても、逆走してくる自転車も多い。ながら運転の中でも、傘差し運転、喫煙しながらの運転、犬を走らせながらの運転、が特に多く危ないので、取り締まりを強化してほしい。子供を乗せている自転車が並走や信号無視をしていることが多く、危ない上に子供への悪影響にもなると思う。車道の左端を走行していると、路肩に停めてある車を避けなければいけなかったり、直進したいのに左折レーンに入ってしまったりと危険も多いので、自転車専用道路の整備を進めてほしい。免許制とまではしなくても、自動車教習所のように正しい乗り方を学ぶ機会を設ける必要があると思う。高齢者の自動車運転が問題になっているが、自転車も同様に危ないので、もっと考えていく必要があると思う。(女性 20代 西東京市)

○ 自転車をを使用することによって、環境にも健康面などにおいてとても良い影響を与えるものだと思う。しかし、ルールやマナーを守らなければ大事故もおこりかねない。小さい頃から正しい乗り方についての指導をする必要性があると思う。また、ヘルメットの重要性を説き、まずは無料で配布して日常的に使ってもらう必要があるのではないかと思う。  
(女性 20代 大田区)

○ 標識や表示の掲示、啓発活動の普及、罰則の強化、教育分野での指導など様々な視点や取り組みを通して、事故防止や知識の普及に努めるべきだと思う。  
(男性 20代 中野区)

○ 自転車が車両であるという意識を持っていない人が多いのは事実だと思います。歩道の逆走やスピードの出し過ぎ等、危険運転は日常的に目にします。そういう人への罰則の強化はやむを得ないと思います。一方、自転車の運転に適さない車道や、違法駐車や停車自動車が多い道路は、運転するのが怖いというのも事実です。安全運転の啓蒙活動、罰則強化、道路の整備をバランスよく実施する必要があると思います。  
(男性 30代 中野区)

○ 安全で適正な利用を促すために、子供を守るためのヘルメットの着用と事故時の補償のための保険加入は、強制力のある法令で定めるべきだと思います。法令とすることで、常識的な大多数の利用者は遵守するでしょうから、ヘルメット着用により重大な怪我の防止や、事故時に適正な補償を受けられることが期待できます。その結果、安全で適正な利用につながるのではないのでしょうか。守らない人は一定数いるでしょうが、法令違反の罰則を厳しくすることで抑止力が働くと考えます。自転車による重大事故はすでに何度も起きています。利用者の善意に任せていては、防ぐことは難しいと考えます。  
(女性 30代 世田谷区)

○ 交通安全イベントなどの際に、自転車の無料点検サービスなどを地元の自転車屋さんと連携して行うのはいかがでしょうか？・修理して使い続けることで、粗大ごみの減量、資源の節約につながる・自分の自転車を長く使い続けることで、物への愛着心、物を大切にすることを育む・地元の自転車屋さんを連携することで、地元の自転車屋さんを知ってもらえる顔の見える関係の構築。実際に点検してもらう現場を見ることで物の仕組みに関心を持つ。  
(女性 30代 瑞穂町)

○ 現在東京の離島に在住しています。仕事等で本土に行くことも多くあり、その際にはちょっとした移動で「自転車を使いたいなあ」と感じることも多くあります。補償金を支払って利用登録を行うシステムにて、安価で自転車を23区の各地でレンタルをしてほしいです。その登録時に、保険への加入や安全運転に関する知識及び心構え等の確認を必須にいただければ、一時利用者のマナー向上の一助となるかと思えます。  
(男性 30代 利島村)

○ 自転車の適正利用についての講習を受ける機会を増やし、利用方法についての冊子などが各家庭に配布されれば、確認し適正利用について考える機会が増えると思います。自転車でもかなりのスピードで走行していることがあるので、車ではないけれど制限なども必



要ではないかと思えます。利用者の意識を高めていかないと、事故などは減らないと思えます。しかし、便利な乗り物で、様々な年代の人が気軽に利用しているので、意識を統一することはなかなか難しいようにも思えます。車と違い免許も不要なので、いかに危険な乗り物になりうるか、という意識をもって乗るようにしていかなければいけない、とこのアンケートにて再確認している次第です。  
(女性 30代 練馬区)

- ヘルメットの義務化による意識付けを強化してはどうかと思えます。  
(男性 40代 豊島区)
- 車道を走行しているが、違法駐車などがあり、危険を感じる時がある。急にドアを開けたり。きちんと車道にマークがあるにも関わらず停車・駐車している車があまりにも多すぎる。運搬や配達等で歩道にすら、乗り上げて停めている車もあり、自転車を安全に車道で走行するには、国等と連携し法整備を行うべきと考える。  
(男性 40代 足立区)
- 自転車に乗る人は自転車を運転している時は、必ず運転することのみに集中することが、大切なのではないのでしょうか。例えばスマホを見て運転することなどは論外だと思います。  
(男性 40代 渋谷区)
- 歩道を歩行する際は、歩道に自転車が来ると危ないと思うが、自身が自転車を運転している際は、自動車がすぐ横を走ると危険を感じる。自転車用の道を作ることは難しいが、各自が適切に判断し安全利用を心がけたい。全てを規則で管理することは現実的でないと思う。  
(女性 40代 葛飾区)
- 自転車も車であることの意識を持ち、各々が最低限のマナーとルールを守る義務があると思えます。また、親が子どもに自転車を与える場合に、交通ルールをしっかり指導する義務を負いたい。できれば自転車免許制度を確立し、乗れるだけでなく乗るには交通ルールが必要なことを小さい頃から身につける指導を強化し、安全で快適な街、乗り物としていきたい。  
(女性 50代 三鷹市)
- 自転車を利用する人が自転車の危険性を正しく理解する必要があると思えます。  
(女性 50代 大田区)
- 自転車の規則が曖昧で、各人にいきわたっていないように思います。ヘルメット着用や保険、通行規則についても徹底したほうがいいと思います。また、駐輪場に置きたくても、いつも満車で入れられないことが多いので、駐輪場などの設備も考慮してほしいです。  
(女性 60代 新宿区)
- 小さい子供を載せて運転しているお母さんたちは急いでいるのか、スピードをだして走行しているのを見かけることが多いです。もう少し慎重に運転してほしいです。  
(女性 60代 江戸川区)
- 自転車の乗用マナーの普及、事故事例の紹介等の啓もう活動をより幅広く行う。  
(女性 60代 多摩市)



○ 自転車専用道路の整備をして、歩行者・自転車・自動車を分けることで接触事故が減少すると思う。(女性 60代 千代田区)

○ 幹線道路では怖くて車道を走るの難しい。そういう道路には自転車用の道路や歩道を広めにして自転車も通行可能にしてほしい。(女性 70歳以上 江戸川区)

### (3) 駐輪場など施設の整備に関すること 20件

○ 街中に自転車置き場がないため路上駐車が多くのだと思しますので、自転車置き場を増やせば違法駐車は減ると思います。特に駅前やコンビニなどお店の前は駐輪スペースを設けても良いと思います。駅まで自転車で行った際、停める場所がなくやむを得ずガードレール脇に自転車を置き、昼に回収されたこともあります。シェアサイクル「ちよくる」を利用していますが、都内に多くのスポットがあり、かつ電動なので、皆が使える仕組みだと思います。より普及すればちよくるを代用するなどし、違法駐車や無灯火運転なども減るのではないのでしょうか。(女性 20代 江東区)

○ 近隣の駐輪場の整備と拡張はある程度は必要だと思います。放置自転車は減ってきているとはいえ、まだまだ完全に無くなっているわけではないのでまずは駐輪場を確保できない場合は自転車を使用できないという位の認識をより普及させるべきだと思います。またヘルメットや自賠責保険の件ですが、これも義務化できれば一番良いとは思いますが、なかなか難しい点もあるかと思うので徐々にその必要性、重要性の啓蒙活動を警察と共にやっていくことが大切だと思っています。(女性 50代 台東区)

### (4) 自転車対策全般に関すること 28件

○ 【自転車の車道走行について】自転車で車道走行を行ううえで、日本の道路環境では危険な場面が往々にしてあり、現状では適していない部分も存在すると感じる。本気で進めたいのであれば、インフラの重点的な整備を避けて通れないと思う。【路上における駐輪の解消について】完全に無料の駐輪場や、せめて二時間程度まで無料の駐輪場がなければ、変な場所に駐輪する人を完全に無くすことは、難しいと思う。(男性 30代 練馬区)

### (5) その他 17件

○ 自分が高齢になってきたので、利用回数を考えねばと思っている。重いものを運ぶときはどうしても使ってしまう。(女性 70歳以上 調布市)